

受配者指定寄附金について

社会福祉法人 福岡県共同募金会

1 配分対象

(1) 受配者

社会福祉事業（社会福祉法第2条）、更生保護事業（更生保護事業法第2条）を行う法人

※社会福祉法人設立のための準備委員会、特定非営利活動法人（NPO法人）、社会福祉法人が行う事業でも第一種・二種社会福祉事業以外（公益事業）などは対象外

(2) 寄附金の使途（社会福祉事業・更生保護事業）

ア 建築事業

（施設の新築・増築・改築・改修等工事費、土地造成費等土木工事費）

イ 備品等の購入事業

ウ 土地の購入事業（借地料も含む）

※法人が所有している土地・建物等の現物寄付も可

エ 借入金の償還事業

(3) 緊急性

ア 寄附金を受け入れてから対象事業に使用されるまでの期間（支払期限）が、概ね1年以内であること

イ 事業実施にあたって、他に充当できる資金が受配者指定寄附金以外にないこと

(4) その他

ア 配分対象事業について、事業計画・資金計画が整っており、既に契約が交わされていることが必要です。

イ 資金計画で、補助金や借入金等が予定されている場合は、それらの決定（内定）後、最終的な自己資金の必要額が確定してからの受付となります。

ウ 既に業者等への支払いが終わっている事業については対象になりません。

2 提出書類（下記及び別紙参照）

(1) 申請書類（別紙「申請書類一覧」参照）

寄附金の使途内容によって、提出する書類が違います。

(2) 寄附者と受配者の間に特別の関係がある場合

ア 寄附者（法人の場合はその役員）またはその親族が、受配者の役員または職員である場合

特別の関係にある者	必要な様式	行政に求める証明
受配者からの報酬あり	様式5-1	報酬の受給状況が適正であるとの証明
受配者の施設の利用あり	様式5-2	施設の利用状況が適正であることの証明
受配者からの報酬なし	様式6-1	—
受配者の施設の利用なし	様式6-2	—

イ 寄附者が受配者との間において、建設請負、物品納入、物品貸与又は業務委託に係る契約を締結している場合

特別の関係の種類	必要な様式	行政に求める証明
建設請負等契約がある場合（※）	様式7	契約手続きが適正で、かつ一括下請負が行われていないことの証明
物品納入・物品貸付または業務委託契約がある場合	様式8	契約手続きが適正であることの証明
契約関係のある寄附者が受配者の理事または評議員である場合	様式9・10	⇒様式10 寄附者が当該請負建築等の入札価格の決定や業者選定等に係る理事会または評議員会の議事決定に加わっていないことの証明

3 申請から送金までのスケジュール

申請	毎月5日までに、福岡県共同募金会に申請書類一式を提出
中央審査	毎月25日前後（中央共同募金会と財務省による審査）
結果通知	審査後、福岡県共同募金会から寄附者・受配者に結果を通知
送金	寄附者 → 福岡県共同募金会に送金 受配者 → 「寄附金配分申請書」を福岡県共同募金会に提出 福岡県共同募金会 → 寄附者からの入金確認及び受配者からの寄附金配分申請書受領後、受配者に送金

※申請書類の確認後、書類の修正や追加資料の提出を求められることがありますので、申請は期間に余裕を持って行ってください。

※申請から受配者への送金までの期間は、最短で1カ月半かかります。

（送金日は本会と受配者で協議のうえ決定）

4 受配者指定寄附金申請に係る事務費

寄附金の額に応じた審査事務費負担があります。
審査結果に関わらず、審査事務費は寄附者にご負担いただきます。

寄附金額	審査事務負担金額
1000 万円以下	3%
1000 万円を超え 5000 万円以下	30 万円+1000 万円を超える額の 2%
5000 万円を超え 1 億円以下	110 万円+5000 万円を超える額の 1%
1 億円を超え 4 億円以下	160 万円+1 億円を超える額の 0.5%
4 億円を超える場合	310 万円

5 寄附金等全額自己資金による建築事業等である場合

行政からの補助金がない場合の建築事業（施設の新築・増築・改築・改修等工事費、土地造成費等土木工事費）については、中央審査に申請する前に、中央共同募金会が設置する建築相談員による契約手続き等の事前点検を受ける必要があります。

事前点検の結果、契約手続き等が適正であると認められた場合、中央審査に申請ができます。

(1) 事前点検の手順

- ア 必要書類を福岡県共同募金会に提出（別紙「申請書類一覧」参照）
- イ 福岡県共同募金会が中央共同募金会に事前点検を依頼
- ウ 建築相談員による事前点検（点検期間は、約1カ月）
- エ 事前点検の結果通知（福岡県共同募金会から申請者に通知）

(2) 事前点検の内容

提出した申請書類の内容確認（必要があれば建築相談員が現地調査）
※事前点検では、建築相談員から「申請書類一覧」にない資料を求められることもあります。

(3) 事前点検に係る費用

建築相談員への点検料として、1件につき2万円を負担していただきます。
（審査事務費とは別です。）
※事前点検の結果に関わらず、点検費用はご負担ください。

6 受配者指定寄附金に関する問い合わせ・申請先

社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

Email bokin@fuku-shakyo.jp